

医学教育分野別評価
評価報告書（確定版）

受審大学名 東京大学医学部医学科

評価実施年度 2020 年度

作成日 2021 年 9 月 16 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

東京大学医学部医学科は 2014 年度に 1 巡目の分野別評価を受審している。2 巡目の評価である今回は、医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.32 をもとに実施した。評価は利益相反のない 7 名の評価員によって行った。評価においては、2020 年 11 月に提出された自己点検評価書を精査した後、2021 年 1 月 26 日～1 月 29 日にかけて実地調査を実施した。なお、今回の評価はコロナ禍の状況を鑑み、オンライン形式で行った。

東京大学医学部医学科に対する質疑応答、学生、研修医および教職員との面談等の結果を踏まえ、ここに評価報告書を提出する。

医学教育分野別評価は、医学教育分野別評価基準日本版に基づいて、実地調査までに受審大学が実施している内容を確認し、行っている。その目的は、大学の多様性を活かし、継続的な改良が行われることである。評価報告書では、評価基準に照らし合わせて現在の教育活動の特色や課題を「特色ある点」や「改善のための助言/示唆」として記載した。また、評価基準をもとに受審大学が今後の教育活動を行っていくにあたり、重点的に対応すべき項目の目安となるよう、判定を掲載した。判定が「適合」でも、今後のさらなる向上を促すために指摘すべき事項がある場合は「改善のための助言/示唆」として記載している。判定の「部分的適合」は、受審大学において改革計画の実現や今後の改善が特に求められる項目である。認定後は、判定の別に関わらず、「特色ある点」として示した特色を発展させるための活動、および「改善のための助言/示唆」として指摘した事項の改善が求められる。

総評

東京大学医学部医学科では、わが国の医学・医療をリードしてきた医学部の歴史を背景に、2000年に策定した「東京大学医学部の教育目的」を使命とし、2014年に策定した「医学科における教育研究上の目的」を学修成果として医学教育に取り組んでいる。

本評価報告書では、東京大学医学部医学科のこれまでの改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。東京大学医学部医学科ではフリークォーターおよび選択制の研究医育成のためのプログラム（PhD-MD コース、MD 研究者育成プログラム、臨床研究者育成プログラム）を実施し、学生の研究マインドを涵養していることは評価できる。チューター制度が充実し、学修・生活指導やキャリアガイダンスを丁寧に行っている。

一方で、卒業までに達成すべき学修成果としての「医学科における教育研究上の目的」について達成度を評価できる指標がいまだ確定されていない、学年ごとに学修成果の達成度とそれを評価するシステムが構築されていない、「行動科学」は選択科目にとどまり、また、その教育内容がシラバスに明示されていない、医学科の学修成果達成のために求める人材像（アドミッション・ポリシー）が明示されていない、学生代表が教育プログラムの策定等を審議する委員会に参画していない、医学部 IR が適切に機能していない、教育プログラム評価委員会は 2020 年 12 月に第 1 回委員会を開催して初めて報告書を提出したばかりで、実質的な活動が行われていない、等の課題を残している。カリキュラムと学修成果を定期的にモニタするプログラムを実質化することにより、課題の改善が十分に期待できるが、今後ともさらなる検討が必要である。

なお、各基準の判定結果は、36 の下位領域の中で、基本的水準は 20 項目が「適合」、16 項目が「部分的適合」、0 項目が「不適合」、質的向上のための水準は 18 項目が「適合」、17 項目が「部分的適合」、0 項目が「不適合」、1 項目が「評価を実施せず」であった。「評価を実施せず」は、今後の改良計画にかかる領域 9 の質的向上のための水準であり、分野別評価の趣旨が現状を評価することであるため、この判定となった。

評価チーム

主査	鈴木	利哉
副査	小西	靖彦
評価員	黒田	嘉紀
	齋藤	伸治
	高山	千利
	藤本	真一
	安元	佐和

1. 使命と学修成果

概評

2000年に策定された東京大学医学部の使命である「東京大学医学部の教育目的」は教授、助教授、助手が参画し、東京大学の使命である東京大学憲章に基づいて策定された。2014年に策定された学修成果である「医学科における教育研究上の目的」は医学教育分野別評価準備委員会および教授総会で教授、准教授が参画し、策定された。

学生が卒業時までにはその達成を示すことができるように学修成果を定めるべきである。使命、学修成果の見直しには、学生、教職員、大学執行部、関連機関等が参画すべきであり、公共ならびに地域医療の代表者、教育および医療関連行政組織、専門職組織、医学学術団体等、より広い関係者の意見を聴取することが望まれる。

1.1 使命

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成員ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任を包含しなくてはならない。(B 1.1.8)

特色ある点

- 東京大学医学部の使命である「東京大学医学部の教育目的」は教授、助教授、助手が参画し、東京大学の使命である東京大学憲章に基づいて策定された。

改善のための助言

- 医療と保健に関わる分野の関係者に対して「東京大学医学部の教育目的」を医学部ホームページに掲載するだけでなく、さまざまな手段を用いて、周知を徹底すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- その使命に以下の内容が包含されているべきである。
 - 医学研究の達成(Q 1.1.1)

- 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 将来、医学・医療、社会の変化により使命「東京大学医学部の教育目的」を見直すときには、国際的健康、医療の観点をより明確に含めることが望まれる。

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由

基本的水準： 適合

医学部は、

- 責任ある立場の教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築し、実施しなければならない。特に以下の内容を含まなければならない。
 - カリキュラムの作成(B 1.2.1)
 - カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること(Q 1.2.2)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- なし

1.3 学修成果

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 意図した学修成果を定めなければならない。それは、学生が卒業時までにはその達成を示すべきものである。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。
 - 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
 - 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)
 - 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
 - 卒後研修(B 1.3.4)
 - 生涯学習への意識と学修技能(B 1.3.5)
 - 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 学生が卒業時までにはその達成を示すことができるように学修成果を定めるべきである。
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させるため、学則または行動規範を整備すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 卒業時学修成果に国際レベルでの健康問題、不平等や不正による健康への影響などについての認識を含むことが望まれる。

1.4 使命と成果策定への参画

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 使命、学修成果の見直しには、学生、教職員、大学執行部、関連機関等も参画すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 使命、学修成果の見直しには、学生、教職員、大学執行部、関連機関等職員、公共ならびに地域医療の代表者、教育および医療関連行政組織、専門職組織、医学学術団体等を含むより広い関係者の意見を聴取することが望まれる。

2. 教育プログラム

概評

PhD-MDコース、MD研究者育成プログラム、臨床研究者育成プログラムが履行され成果をあげていることは評価できる。

「行動科学」に関して、教育内容と実施時期を策定してシラバスに明示し、一貫した教育/学修方略のもとで必修化すべきである。診療参加型臨床実習を効果的に行うために、重要な診療科での臨床実習期間を十分に確保すべきである。医学教育モデル・コア・カリキュラムに記載されている37症候と疾患カテゴリーを学生が確実に経験できるように、臨床実習カリキュラムを早急に策定して実施すべきである。低学年から病歴聴取や身体診察およびコミュニケーションなど、患者と接触する学修機会を整えることが望まれる。教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会に学生の代表を含めるべきである。また、その委員会が教育カリキュラムを立案・実施する際に、学生が直接関われる形態に変更することが望まれる。

2.1 教育プログラムの構成

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学修過程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

特色ある点

- フリークォーターやMD研究者育成プログラム、エレクトィブ・クラークシップ等において、学生自身が意欲を持って参加するプログラムが展開されている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- なし

2.2 科学的方法

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

特色ある点

- PhD-MDコース、MD研究者育成プログラム、臨床研究者育成プログラムが履行され成果をあげていることは評価できる。

改善のための助言

- 低学年からEBMに関する教育を開始すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

特色ある点

- フリークオーターのプログラムが展開されている。

改善のための助言

- なし

2.3 基礎医学

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を理解するのに役立つよう、カリキュラムの中で基礎医学のあり方を定義し、実践しなければならない。
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

特色ある点

- 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見が基礎医学として展開されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 医学教育全体のなかで現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを考慮し、基礎医学カリキュラムに反映するシステムを策定することが期待される。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - 行動科学(B 2.4.1)
 - 社会医学(B 2.4.2)
 - 医療倫理学(B 2.4.3)
 - 医療法学(B 2.4.4)

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 「行動科学」に関して、教育内容と実施時期を策定してシラバスに明示し、一貫した教育/学修方略のもとで必修化すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)

- ・ 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること (Q 2.4.2)
- ・ 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 医療倫理学の教育は、すべての学生に対して低学年から行うことが望まれる。
- ・ 医学教育全体のなかで現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを考慮し、社会医学系カリキュラムに反映するシステムを策定することが期待される。
- ・ 医学教育モデル・コア・カリキュラムに記載されている「B-4 医療に関連のある社会科学領域」の学修内容について、検討することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - ・ 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - ・ 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
 - ・ 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- ・ 重要な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- ・ 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 臨床実習開始前に臨床推論を学ぶ機会を設けるべきである。
- ・ 診療参加型臨床実習を効果的に行うために、重要な診療科での臨床実習期間を十分に確保すべきである。
- ・ 医学教育モデル・コア・カリキュラムに記載されている37症候と疾患カテゴリーを学生が確実に経験できるように、臨床実習カリキュラムを早急に策定して実施すべきである。
- ・ 健康増進と予防医学の体験機会を提供すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - 科学、技術および臨床の進歩(Q 2.5.1)
 - 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること(Q 2.5.2)
- 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行われるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 低学年から病歴聴取や身体診察およびコミュニケーションなど、患者と接触する学修機会を整えることが望まれる。
- 医学教育全体のなかで現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを考慮し、臨床医学カリキュラムに反映するシステムを策定することが期待される。

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成したカリキュラムマップを策定して、教員および学生に明示すべきである。
- 教員および学生からの指摘を参考にして、臨床実習前教育の過密を早急に改善すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合(Q 2.6.2)
- 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)

- 補完医療との接点を持つこと(Q 2.6.4)

特色ある点

- 「基礎臨床社会医学統合講義」の内容が学生の意見を取り入れて展開されている。

改善のための示唆

- 各科目での教育内容を講座単位に任すだけでなく、教育プログラム全体から検証してカリキュラムの水平的統合および垂直的統合を推進することが望まれる。

2.7 教育プログラム管理

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学修成果を達成するために、学長・医学部長など教育の責任者の下で、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなければならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ教務委員会に学生の代表を含めるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- カリキュラム委員会に相当する教務委員会が教育カリキュラムの改善を計画・実施する際に、学生が直接関われる形態に変更することが望まれる。
- 教育プログラム評価委員会だけでなく、教務委員会にも広い範囲の教育の関係者を含むことが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準： 適合

医学部は、

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。
(B 2.8.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行うべきである。
 - 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること
(Q 2.8.1)
 - 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること(Q 2.8.2)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 卒業生が将来働く環境として、臨床研修を行う学外の病院や地域医療の実習先の指導医などからの情報を得て、教育プログラムの改良を行うことが望まれる。

3. 学生の評価

概評

クリニカル・クラークシップにおいて、臨床実習支援学務システム（UTAS-CC）の自由記載欄を活用し、すみやかに学生の評価をフィードバックし、学修を促進していることは評価できる。

科目ごとに、単位修得に必要な達成度（到達目標）を確定し、シラバスなどに明示して、学生に周知すべきである。各科目の評価方法に関して、信頼性と妥当性を検証することが望まれる。学修成果「医学科における教育研究上の目的」について達成度を評価できる指標を確定し、成績評価基準と関連づけるべきである。学年ごとに、学修成果の達成度を明示し、最終的にすべての学修成果の達成を評価できるシステムを構築するべきである。

3.1 評価方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 科目ごとに、単位修得に必要な達成度（到達目標）を確定し、シラバスなどに明示して、学生に周知すべきである。
- すべての学年において、知識、技能および態度を含む評価を確実に実施すべきである。
- さまざまな評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用すべきである。
- 各科目で行われている評価方法ならびにその結果を、当該評価者以外の専門家が吟味する機会を設けるべきである。
- 医学教育課程において、学生の評価結果に対する疑義申し立て制度を導入すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)
- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 各科目の評価方法に関して、医学科全体で意思統一を図り、その信頼性と妥当性を検証することが望まれる。
- 領域別検討会議で確認した一部で導入されているDOPS (direct observation of procedural skills) だけでなく、MiniCEXや360度評価などの評価法を導入することが望まれる。
- 共用試験以外の評価において、外部評価者の活用を進めることが期待される。

3.2 評価と学修との関連

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - 学生の学修を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

特色ある点

- クリニカル・クラークシップにおいて、臨床実習支援学務システム (UTAS-CC) の自由記載欄を活用し、各学生に不足している知識、技能および態度に関して指導医からすみやかにフィードバックを行い、学修を促していることは評価できる。

改善のための助言

- 学修成果「医学科における教育研究上の目的」について達成度を評価できる指標を確定し、成績評価基準と関連づけるべきである。
- 各学年で、「医学科における教育研究上の目的」の項目ごとに、必要な学修成果の達成度を明示し、最終的にすべての学修成果の達成を評価するシステムを構築すべきである。
- 基礎医学科目の一部の科目だけで行われている形成的評価（フィードバック）をさらに拡充すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うべきである。(Q 3.2.2)

特色ある点

- ・ チューターによる成績不振者へのフィードバック、指導教員によるクリニカル・クラークシップでのフィードバックが行われている。

改善のための示唆

- ・ 学生・教員からのフィードバックを参考にして、学生への負担を考慮し、適正な科目数・試験の回数を検討することが望まれる。

4. 学生

概評

充実したカウンセリングを含む学修支援システムが構築され、さまざまな学生支援に活用されている。

使命の策定を審議する委員会、教育プログラムの策定、管理を審議する委員会、学生に関する諸事項を審議する委員会に、委員として学生の代表が参加し、適切に議論に参加できるシステムを構築すべきである。卒業時に達成することが期待される能力（学修成果）を明確にし、その成果を達成するために必要な人材像（アドミッション・ポリシー）を明示・周知し、学生選抜方法と関連づけることが望まれる。

4.1 入学方針と入学選抜

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

特色ある点

- 高い研究志向をもつ学生を選抜するため「学校推薦型選抜」という特色のある入試を行っている。

改善のための示唆

- 卒業時に期待される能力（学修成果）を明確にし、その成果を達成するために適した人材像（アドミッション・ポリシー）を明示・周知し、学生選抜方法と関連

づけることが望まれる。

4.2 学生の受け入れ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 他の教育関係者とも協議して入学者の数と資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- なし

4.3 学生のカウンセリングと支援

基本的水準： 適合

医学部および大学は、

- 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)
- カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

特色ある点

- チューター制度などの充実したカウンセリングシステムが構築され、適切に情報が共有され、学生支援に活用されている。
- 経済面、学修面の手厚い支援が医学部学生支援室により行われていることは評価

できる。

改善のための助言

- ・ チューター教員に「学生支援に関するFD」への参加をより一層促すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 学生の教育進度に基づいて学修上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- ・ 学修上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

特色ある点

- ・ チューター制度が充実し、学修面、キャリアガイダンスなど個別の指導が適切に行われている。

改善のための示唆

- ・ なし

4.4 学生の参加

基本的水準： 部分的適合

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- ・ 使命の策定(B 4.4.1)
- ・ 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- ・ 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- ・ 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- ・ その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 使命の策定を審議する委員会、教育プログラムの策定、管理を審議する委員会、学生に関する諸事項を審議する委員会に、委員として学生の代表が参加し、適切に議論に参加できるシステムを構築すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 学生の活動と学生組織を奨励すべきである。(Q 4.4.1)

特色ある点

- ・ 学生が自主的に授業評価アンケートを実施し、教務委員会に提言している。

改善のための示唆

- ・ 学内での学生サークル活動以外にも、社会活動や地域での医療活動などへの支援が望まれる。

5. 教員

概評

新規教員の募集・選抜方針を策定すべきである。その方針のなかには適切にカリキュラムを実施するために必要な教員のタイプ、雇用後の責務および業績判定を示すべきである。教員の教育能力向上のためのFDをより一層充実させて開催し、参加率向上に向けた組織的対応を行い、個々の教員がカリキュラム全体を十分に理解するように対策すべきである。

5.1 募集と選抜方針

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 新規教員の募集・選抜方針を策定すべきである。その方針のなかには適切にカリキュラムを実施するために必要な教員のタイプ、雇用後の責務および業績判定を示すべきである。
- 女性教員を積極的に採用すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的事項(Q 5.1.2)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- ・ 新規教員の募集・選抜方針に医学部の使命との関連性を明記することが望まれる。

5.2 教員の活動と能力開発

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - ・ 教育、研究、診療の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - ・ 教育、研究、診療の活動における学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - ・ 診療と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - ・ 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - ・ 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 個々の教員がカリキュラム全体を十分に理解しているか確認し、適切に対策をとるべきである。
- ・ 教員の教育能力向上のためのFDをより一層充実させて開催し、参加率向上に向けた組織的対応を行うべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- ・ 教員の昇進の方針を策定して履行すべきである。(Q 5.2.2)

特色ある点

- ・ 十分な数の教員をカリキュラムに応じて配置していることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

6. 教育資源

概評

高度な医学研究と学識を、教育カリキュラムの実施や学生の医学研究に活用していることは評価できる。また、研究医育成の目標に沿い、教育と研究の関連が確保された多様な教育プログラムが提供されていることも評価できる。

医学教育モデル・コア・カリキュラムで提示されている学生が経験する37症候と疾患カテゴリーを把握し、診療科を超えて臨床実習全体で一人一人の学生に必要な経験を保証するために臨床実習施設を整備すべきである。また、学外実習施設での教育の質を保証するために、学外の指導教員に対するFDを含めた仕組みを構築すべきである。さらに、カリキュラム開発、教育技法および評価方法の開発に学内外の教育専門家をさらに活用すべきである。

6.1 施設・設備

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学修環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

特色ある点

- 2019年度にクリニカルシミュレーションセンターと「学生交流ラウンジ」が新設された。

改善のための示唆

- なし

6.2 臨床実習の資源

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床実習施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

特色ある点

- 附属病院、首都圏の基幹病院、その他の地域医療に関わる施設など、臨床実習に必要な施設、資源が確保されている。

改善のための助言

- 実際に学生が経験している医学教育モデル・コア・カリキュラムで提示されている37症候と疾患カテゴリーを把握し、診療科を超えて臨床実習全体で一人一人の学生に必要な臨床経験を保証するために臨床実習施設を整備すべきである。
- 学外実習施設での教育の質を保証するために、学外の指導教員に対するFDを含めた仕組みを構築すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 医療を受ける患者や地域住民の要請にに応じているかどうかの視点で、臨床実習施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 医療を受ける患者や地域住民の要請を臨床実習施設の選択や評価に反映する仕組みの構築が望まれる。

6.3 情報通信技術

基本的水準： 適合

医学部は、

- 適切な情報通信技術を有効かつ倫理面に配慮して活用し、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネットやその他の電子媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員や学生が以下の目的で新しい情報通信技術を活用できるようにすべきである。
 - 自己学習(Q 6.3.1)
 - 情報へのアクセス(Q 6.3.2)
 - 患者管理(Q 6.3.3)
 - 保健医療提供システムにおける業務(Q 6.3.4)
- 担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである。(Q 6.3.5)

特色ある点

- ・ 学生が電子カルテ記載し、指導医が確認してカウンターサインを行うシステムが診療、学修、指導に活用されている。

改善のための示唆

- ・ なし

6.4 医学研究と学識

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- 医学研究と教育が関連するように育む方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- 大学での研究設備と研究の優先事項を示さなければならない。(B 6.4.3)

特色ある点

- ・ 高度な医学研究と学識を、教育カリキュラムの実施や学生の医学研究に活用していることは評価できる。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。
 - 現行の教育への反映(Q 6.4.1)
 - 学生が医学研究や開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

特色ある点

- 研究医育成の目標に沿い、教育と研究の関連が確保された多様な教育プログラムが提供されていることは評価できる。

改善のための示唆

- なし

6.5 教育専門家

基本的水準： 適合

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 教育技法および評価方法の開発(B 6.5.3)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- カリキュラム開発、教育技法および評価方法の開発に学内外の教育専門家をさらに活用すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- 教育評価や医学教育分野の研究における最新の専門知識に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育に関する研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- ・ 教職員の教育能力向上に国内外の教育専門家と協働で取り組むことが望まれる。

6.6 教育の交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - ・ 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - ・ 履修単位の互換(B 6.6.2)

特色ある点

- ・ 国内外の多くの大学・医学部と交流協定を締結し、臨床実習または研究において学生の双方向交流を行っていることは評価できる。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- ・ 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

特色ある点

- ・ 多くの教員および学生が海外の大学・研究室を訪問し、国際的な交流が促進されていることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ 教員、学生とも年間の派遣総数が集計されていないため、その活動実態を把握できていない。交流の改善に向けて派遣総数の年度ごとの正確な集計と分析が望まれる。

7. 教育プログラム評価

概評

鉄門倶楽部病院長会議において、卒業生に対する学修成果「医学科における教育研究上の目的」10項目の達成度調査アンケートを行い分析していることは評価できる。

教育プログラム評価委員会の活動を早急に実質化すべきである。医学部IRを適切に機能させ、入学試験、教養学部試験、各科目試験、学生のパフォーマンス、共用試験、臨床実習評価、臨床実習後試験、医師国家試験などの学修成果にかかるデータを系統的にモニタすべきである。また、教育プログラム評価委員会は、教育プログラム全般について、モニタで得た解析データを学修成果と照合し、カリキュラムとその主な構成要素、学生の進歩について評価し、課題を特定して、プログラム改善に反映すべきである。教員と学生に対して系統的にフィードバックを求め、教育プログラム改善につなげるべきであり、学生と卒業生の実績から、使命と意図した学修成果、カリキュラム、資源の提供に関して分析し、教育プログラムの改善に反映すべきである。

7.1 教育プログラムのモニタと評価

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項について教育プログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 医学部IRを適切に機能させ、入学試験、教養学部試験、各科目試験、学生のパフォーマンス、共用試験、臨床実習評価、臨床実習後試験、医師国家試験などのデータを系統的にモニタすべきである。
- 教育プログラム評価委員会は、教育プログラム全般について、モニタで得た解析データを学修成果と照合し、カリキュラムとその主な構成要素、学生の進歩について評価し、課題を特定して、プログラム改善に反映すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、教育プログラムを包括的に評価するべきである。

- 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
- カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
- 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
- 社会的責任(Q 7.1.4)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 教育活動とそれが置かれた状況、カリキュラムの特定の構成要素、長期間で獲得される学修成果、社会的責任について、各部署で蓄積されているデータを医学部IRで収集し、定期的に教育プログラムの包括的評価を行い、継続的な改善につなげることが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 教員と学生に対して系統的にフィードバックを求め、教育プログラム改善につなげるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- フィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 収集した教員と学生からのフィードバックを分析し、教育プログラムの改善を図ることが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - 使命と意図した学修成果(B 7.3.1)
 - カリキュラム(B 7.3.2)
 - 資源の提供(B 7.3.3)

特色ある点

- ・ 鉄門倶楽部病院長会議で卒業生に対する学修成果「医学科における教育研究上の目的」10項目の達成度調査アンケートを行い、分析していることは評価できる。

改善のための助言

- ・ 学生と卒業生の実績から、使命と意図した学修成果、カリキュラム、資源の提供に関して分析し、教育プログラムの改善に反映すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - 背景と状況(Q 7.3.1)
 - 入学時成績(Q 7.3.2)
- 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 卒業生の背景と状況に関する実績の分析データから教育プログラムの評価を行い、改善を図ることが望まれる。
- ・ 医学部IRが収集する入学時成績、学生生活実態調査、教養学部での成績、医学科での成績等のデータを教育プログラム評価委員会で分析し、学生の選抜、カリキュラム立案、学生カウンセリングに関する委員会にフィードバックし、プログラムの改善につなげることが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教育プログラムのモニタと評価に教育に関わる主要な構成者を含まなければならない。(B 7.4.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 教育プログラム評価委員会の活動を早急に実質化し、主要な構成者が役割を果たすべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 広い範囲の教育の関係者に、
 - 課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可すべきである。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- 広い範囲の教育の関係者に課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可し、卒業生の実績およびカリキュラムに対するフィードバックを求めることが望まれる。

8. 統轄および管理運営

概評

保健医療関連部門のパートナーとの協働をさらに促進することが望まれる。

8.1 統轄

基本的水準： 適合

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていない。(B 8.1.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者(Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者(Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

特色ある点

- なし

改善のための示唆

- なし

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

特色ある点

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

8.4 事務と運営

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を行うのに適した事務組織および専門組織を設置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

特色ある点

・ なし

改善のための助言

・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

特色ある点

・ なし

改善のための示唆

・ なし

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

特色ある点

・ なし

改善のための助言

・ なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

特色ある点

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 保健医療関連部門のパートナーとの協働をさらに促進することが望まれる。

9. 継続的改良

概評

大学評価・学位授与機構（現 大学改革支援・学位授与機構）による機関別認証評価を2009年、2015年に受けている。学修成果基盤型教育を実施し、医学教育改革の充実を推進している。今後、学修成果を評価可能な指標として確定し、各学年での達成度と評価基準を策定し、学生の評価と教育プログラム評価の充実を図ることにより、実効性のある継続的な改良を進めることが期待される。また、本評価報告書において「特色ある点」として示した特色を発展させるための活動および「改善のための助言/示唆」として指摘した事項の迅速かつ継続的な改善が求められる。

基本的水準： 適合

医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として

- 教育(プログラム)の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)
- 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)
- 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)

特色ある点

- なし

改善のための助言

- 学修成果を評価できる指標として確定し、各学年での達成度と評価基準を策定し、学生の評価を確実なものとし、教育プログラム評価委員会を実効性のある組織とすることが望まれる。

質的向上のための水準： 評価を実施せず

医学部は、

- 教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行うべきである。(Q 9.0.1)
- 教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)
- 改良のなかで以下の点について取り組むべきである。
 - 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3)(1.1 参照)
 - 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4)(1.3 参照)
 - カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5)(2.1 参照)
 - 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素

間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6) (2.2 から 2.6 参照)

- 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評価方法を開発する。(Q 9.0.7) (3.1 と 3.2 参照)
- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8) (4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9) (5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行う。(Q 9.0.10) (6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムのモニタと評価の過程を改良する。(Q 9.0.11) (7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12) (8.1 から 8.5 参照)